

性能評価手数料

1. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定により、以下の通りです。【新規】

(単位：円 非課税)

評価項目	評価の内容	手数料
法第 20 条第 1 項第一号(第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロを含む)の認定に係る性能評価 ＜時刻歴応答解析を用いた建築物＞	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	510,000
	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	820,000
	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1,230,000
	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,530,000
	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	2,050,000
	特定天井について安全性を有することを確かめる場合	510,000

(備考) 法第 20 条第 1 項第一号(第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロを含む)の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。【計画の変更】

(単位：円 非課税)

評価項目	評価の内容	手数料
令第 139 条第 1 項第三号又は第四号ロ、令第 140 条第 2 項、令第 141 条第 2 項の認定に係る性能評価 ＜時刻歴応答解析を用いた工作物＞	令第 139 条第 1 項第三号又は第四号ロ(煙突及び煙突の支線)	820,000
	令第 140 条第 2 項(鉄筋コンクリートの柱等)	820,000
	令第 141 条第 2 項(広告塔又は高架水槽等)	820,000

2. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項の規定により、既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、1. の表の区分に応じ、10 分の 1 の額とする。尚、2019 年 7 月新規受付案件より区分 (①～④) 毎に手数料が発生する(次ページ参照)。【軽微な変更】

※受付委員会以降に取り下げられても所定の手数をいただきます。また、評価中に構造上重大な設計変更を行った場合においても、当法人で取り下げ扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

※委員会終了後 3 ヶ月が経過しても決裁用資料を提出されない場合は、申請取り下げ扱いとし、性能評価書を発行することができない恐れがありますので、ご注意ください。

※評価終了後に構造上重大な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。

性能評価申請者 殿

一般社団法人建築性能基準推進協会
時刻歴応答解析部会

時刻歴応答解析建築物および工作物の軽微な変更の取扱いに関わるお知らせ

標記の件に関しまして、平成 31 年 2 月 1 日付けで一般社団法人建築性能基準推進協会 HP にてお知らせしましたとおり、建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更について、令和元年 7 月 1 日以降に新規申請（既評価受付済み案件、既認定案件を除く）の申し込みがあった案件を対象に下記の通りの取り扱いとさせていただきますので関係各位にお知らせ致します。

なお、個別案件の取り扱いにつきましては、お申し込み頂く性能評価機関へお問い合わせ頂くようお願い致します。

記

1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の（1）から（3）までの規定で算定する。なお、（1）のいずれかの項目が 1 項目でも軽微でない通常変更に該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1 申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

(1) 変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

区分	部位、部材	説明
軽微な変更区分①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当
軽微な変更区分②	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当
軽微な変更区分③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当
軽微な変更区分④	①から③までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 <ul style="list-style-type: none"> ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材等）が変わらない変更

(2) 変更する部位、部材について、(1) の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。

(3) 例えば、次の条件の内容について、(1) 及び (2) の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、(1) の①及び②に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10 × 2 申請 = ¥1,210,000 × 1/10 × 2 = ¥242,000」となる。

- ・建築物の延べ面積：8000m²
- ・柱 2 本の断面を変更（(1) の①に該当）
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更（(1) の②に該当）

以上